

平成24年

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 教員の資質と指導力の向上について
- 2 子どもの安全・安心の確保について

平成24年11月

文教警察委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	教員の資質と指導力の向上について	
1	背景及び検討の視点	3
2	現状と課題	4
3	提言	7
IV	子どもの安全・安心の確保について	
1	背景及び検討の視点	8
2	現状と課題	9
3	提言	13
V	おわりに	14
VI	委員会委員名簿	15
VII	調査関係部課	15

I はじめに

現代は、少子化、情報化そしてグローバル化などが急速に進む変化の時代と言われており、この状況は、子どもたちが生きていく未来にも続いていくことが予想されている。

そのような中において、次代を担う子どもたちが、夢や目標に向かって、自らの力で困難を乗り越え、力強く未来を切り拓いていく力を身に付けることは、明日の豊かな社会の創造につながるものであり、そのためには、学校の教職員はもとより保護者や地域社会の大人たちが、それぞれの立場で適時適切な指導や導きをすることが責務である。

また、子どもたちが、安全かつ安心して暮らすことができる地域社会の構築は、子どもを持つ親だけでなく県民共通の願いであり、そのためには、犯罪抑止のための各種取締りを強化することはもとより、地域社会と連携してその願いを実現させることも我々の責務である。

そこで、本常任委員会においては、教育分野として「教員の資質と指導力の向上について」を、警察分野として「子どもの安全・安心の確保について」をそれぞれ特定テーマと定め、調査・研究を重ねてきたところである。

本報告書は、それらの特定テーマについて検討結果を取りまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成24年4月18日（水）・20日（金）

特定テーマの選定について協議し、次のとおり決定した。

- ・ 教員の資質と指導力の向上について（教育委員会事務局関係）
- ・ 子どもの安全・安心の確保について（警察本部関係）

2 平成24年5月18日（金）

(1) 参考人招致を行った。

- ・ 参考人：宇都宮大学教育学部 人見 久城 教授
- ・ テーマ：教員の資質と指導力の向上

(2) 事前通告制質疑を行った。

3 平成24年6月18日（月）

小山市内において現地調査を実施した。

- (1) 小山警察署
- (2) 小山市立旭小学校
- (3) 小山市立小山第三中学校

4 平成24年7月18日（水）～20日（金）

奈良県及び京都府において県外調査を実施した。

- (1) 奈良県警察本部
- (2) 奈良県立教育研究所
- (3) 奈良県立高田高等学校
- (4) 京都府庁及び京都府警察本部

5 平成24年8月23日（木）

佐野市及び栃木市内において現地調査を実施した。

- (1) 栃木県立佐野女子・佐野東高等学校
- (2) 佐野警察署
- (3) 県南機動センター

6 平成24年10月10日（水）

各テーマについて、執行部より概要説明後、委員間討議を行った。

7 平成24年10月26日（金）

報告書骨子案について、委員間討議を行った。

8 平成24年11月29日（木）

報告書案の検討を行った。

Ⅲ 教員の資質と指導力の向上について

1 背景及び検討の視点

県教育委員会では、本県の教育目標「とちぎの教育が目指す子ども像」^{*1}を実現するため、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進をはじめとする6つの視点^{*2}をもとに積極的な施策の展開を図っているところであるが、子どもたちに、今後必要とされる資質や能力を育てていくためには、更なる教員の意識改革を図ることが必要であり、教員一人ひとりが確かな教育観をもち、信頼される教員として、子ども一人ひとりに適切に関われるようになることが重要である。

また、本県教員の年齢分布（図1）を見ると、今後の大量退職により、指導的立場を担う中堅、ベテラン教員の不足が懸念され、これは全国的な課題にもなっている。

そのほか、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加（図2）に対する取組や若者が学校から社会・職業へ円滑に移行できず将来の進路選択を先送りする傾向に対する取組、更には早期離職者の増加に対する予防的な取組など、社会の変化に的確に対応した教育が求められており、それらに対応する教員の指導力が求められている。

図1 平成24年度教員の校種別年齢分布

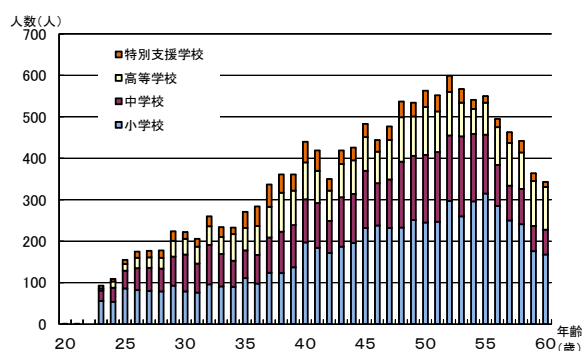
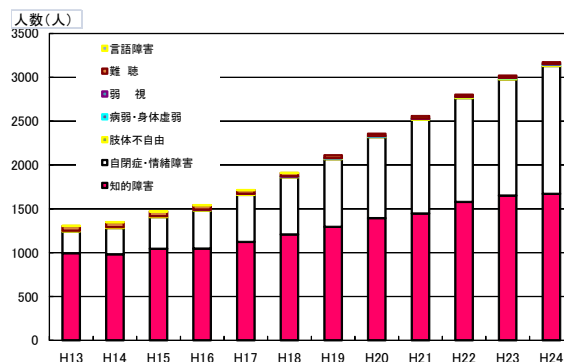


図2 特別支援学級児童生徒数の推移



そのため、本常任委員会では、特定テーマの調査研究にあたり、以下の(1)から(3)の検討の視点から課題を抽出し、さまざまな検討を行うこととした。

- (1) 教員の資質の確保（養成から採用）
- (2) 資質向上につながる研修の充実
- (3) 教員の専門性の向上（今日的な課題への対応）

なお、児童生徒の学力向上を図ることや教員がきめ細かな学習指導や生徒指導を行うことができる教育環境の整備は、教員の資質と指導力の向上と密接に関連することから、次の(4)の視点からの検討も併せて行うこととした。

- (4) 教育環境づくり（学びを支える環境づくり）

*1 『とちぎの教育が目指す子ども像』として、「心身ともに健康な子ども」、「主体的に考え表現できる子ども」、「ねばり強く頑張る子ども」、「自他の存在を尊重し協同する子ども」、「すすんで社会とかかわり行動する子ども」の5つを定めている。

*2 本県の教育目標を実現するため、「1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進」、「2 確かな学びをはぐくむ教育の推進」、「3 学びを支える魅力ある教育環境づくりの推進」、「4 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進」、「5 生涯学習の推進と文化、スポーツの振興」、「6 人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進」の6つの視点を定めている。

2 現状と課題

(1) 「教員の資質の確保（養成から採用）」について

ア 教員の養成段階における実践的指導力の育成

学校現場の課題の高度化・複雑化により、初任段階から実践的な指導力が求められてきている。

県教育委員会では、「とちぎの求める教師像」を示し、教員を目指す学生や講師等を含めた若手教員相互の学びを推進する「とちぎの教育未来塾」により指導力の育成に努めているところである。

今後は、教員の大量退職などにより、新規採用教員の増加が見込まれることから、大学と連携し、教員養成段階からより一層の実践的指導力の育成を図ることが必要である。

例えば、奈良県教育委員会においては、

- ディア・ティーチャー・プログラム^{*3}
- ハロー・ティーチャー・プログラム^{*4}
- 講師塾^{*5}

などを展開しているが、県教育委員会においても、こうした取組を参考に、現行の「とちぎの教育未来塾」を軸に、教員養成段階から研修プログラムを充実していくことが望まれる。

イ 教員採用方法の改善

教員の採用に当たっては、使命感や責任感、教育的愛情、コミュニケーション能力、地域や社会の多様な組織と連携・協働できる力や実践的英語力などの教科に関する専門性を備えた優秀な人材の確保と年齢構成の改善が求められている。

県教育委員会では、既に、社会人特別選考や講師等経験者特別選考などを実施しているが、国においては、中央教育審議会から、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」という答申が出されており、その中で、当面の改善方策として、「特に、年齢構成上少なくなっている30代、40代を積極的に採用する方策について、資質能力を担保しながら、更に進め、教員の年齢構成の改善に努める」等の報告がなされている。

県教育委員会においても、人物重視の観点から、面接内容の更なる改善や特別選考方法の改善など、優秀な人材を積極的に採用するための教員採用方法のより一層の見直しに努めていくことが重要である。

*3 奈良県の国公私立の教員を目指す大学3年生及び大学院1年生を対象とした講座。

*4 奈良県の国公私立の教員を目指す大学2年生を対象とした講座。

*5 奈良県の国公私立学校に勤務する講師を対象とした講座。

(2) 「資質向上につながる研修の充実」について

ア ミドルリーダーの育成

今後の教員の大量退職などにより、指導的立場を担う中堅、ベテラン教員の不足が懸念され、大量に採用される若手教員の資質と指導力の向上を図るためには、主幹教諭などミドルリーダーの育成が不可欠である。

奈良県立教育研究所においては、限られた人数を集中的に育成するミドルリーダー育成研修^{*6}を実施している。

県教育委員会においてもミドルリーダー育成として、教員評価の活用はもとより「ネクストステージ研修」や内地留学・大学院派遣などを実施しているが、奈良県のこうした取組を参考に、ミドルリーダーを育成する研修の更なる充実を図るとともに、学校の組織運営体制や指導体制を強化するため、主幹教諭の配置拡大が必要である。

イ 校内研修の充実

宇都宮大学教育学部の人見久城教授を参考人として意見交換を行い、「教員の指導力向上は、実践を通じなければうまく身につかず、指導力が高まらない。教員は教員から学ぶという日本の伝統的な研修のスタイル『授業研究』が世界的にも注目されている。」との意見をいただいた。

また、小山市立小山第三中学校や栃木県立佐野女子高等学校・佐野東高等学校において、様々な研修体系の整備を行うとともに教員同士が切磋琢磨していく中で指導力の向上が図られている状況を調査した。

県教育委員会においては、「学校応援チーム」の充実を図るなど、市町教育委員会とともに学校現場における校内研修（授業研究）をより一層支援していくことが望まれる。

(3) 「教員の専門性の向上（今日的な課題への対応）」について

ア 特別支援教育の専門性の向上

近年、発達障害を含む障害のある児童生徒が増加しており、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が求められている。特に、発達障害のある児童生徒については、一人ひとりの特性を理解した、日ごろからの指導の充実が重要である。

県教育委員会においては、小・中学校の通常の学級や特別支援学級等の担当教員に対して、障害に応じた適切な指導が行われるよう、より一層の研修の充実に努めるとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用や市町教育委員会との連携を図る中で支援体制の充実に取り組み、特別支援教育に関する教員の専門性の確保・向上を図ることが必要である。

併せて、高等学校における特別支援教育の体制も充実させていくことが必要である。

*6 10年経験者研修を終了した40歳代半ばまでの教員を対象とし、学校経営に参画できる人材育成を行うための研修。

イ 児童生徒の問題行動等への適切な対応

滋賀県大津市において中学生のいじめによる自殺が発生するなど、いじめをはじめとする問題行動等が全国的な問題となっているが、本県においても例外ではなく、それらの予防や解決に向けて、学校は適切に対応していくことが何より重要である。

そのためには、学校が、児童生徒や保護者との確固たる信頼関係のもと、教員一人ひとりが児童生徒指導の基本的な考え方を深く理解し、児童生徒の状況に応じた適切な指導を行うとともに、学校として組織的に対応していく体制を構築していく必要がある。

また、児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、学校だけでは解決が難しい問題も発生していることから、保護者や地域との協力や関係機関との連携を一層強化していくことも重要である。

県教育委員会においては、各学校が校長のリーダーシップのもと、いじめを含めた問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に適切に取り組めるよう、教員の指導力を高めていくことが必要である。

併せて、学校の教育力を高めていくために児童生徒指導の体制も充実していく必要がある。

(4) 「教育環境づくり（学びを支える環境づくり）」について

ア 学力向上対策

学力向上に向けての具体策として、とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会から「教師の指導力」の向上について提言がされており、その中では、教員の意識を変えていくために、指導上の課題を把握する機会や指導方法等を学ぶ機会を意図的・計画的に設定し、充実させていくことが求められている。また、具体的な取組として、子どもたちへの悉皆による学力調査が提言されている。

悉皆による学力調査の実施は、教員がその結果をつぶさに分析検討し、自らの課題を把握するとともに、授業のあり方を検証することで教員の指導力の向上につながるものである。

県教育委員会においては、教員の指導力向上と児童生徒の主体的な学びを促進するために悉皆による学力調査の実施を進めていくことが必要である。

イ 少人数学級・少人数指導等の充実

教員が指導力を最大限に発揮し、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うためには、少人数学級・少人数指導等の充実が有効である。

県教育委員会では、小学校第1学年、第2学年及び中学校の全学年において35人以下学級を実施するとともに、緊急度・必要度の高い学級や学校に非常勤講師を配置している。これにより、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことができ、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保しやすくなり、教員と児童生徒、児童生徒どうしの良好な人間関係が構築され、それが児童生徒の学習意欲の向上、また、問題行動等の未然防止につながっている。

これらの少人数学級・少人数指導等の推進は、教員の指導力を最大限に発揮できる環境づくりに重要な役割を果たしている。

県教育委員会においては、教員の配置を充実するなど、少人数学級・少人数指導等の更なる推進が必要である。

ウ 職業教育の充実

将来の地域産業を担う人材を育成するためには、県立高校におけるキャリア教育の推進に加え、職業系専門学科では、基礎的・基本的な知識と技能の習得を目指した教育活動の展開が必要である。また、将来のスペシャリストの育成のためには、より高度な技術と高い専門性を養う取組も重要である。

県教育委員会においては、例えば、新たに整備した栃木県立宇都宮工業高等学校を工業高校の中心校として位置付け、最先端の施設・設備を活用した工業科教員の研修会の実施や自己研修の場を提供するなど、教員の専門性を高めるとともに、実践的な技術の指導力の向上を図っており、こうした取組を一層推進する必要がある。

また、県立学校の職業系専門学科では、技能取得のための実習施設や設備の老朽化が進んでいることから、生徒の教育環境のみならず、教員の指導力を発揮するためにも、各学校の実情に配慮しながら計画的に整備していくことが必要である。

3 提 言

- 研修の充実
 - ・ 教員養成段階からの研修、ミドルリーダー育成のための研修及び校内研修の更なる充実を図る必要がある。
- 教員採用方法の改善
 - ・ 優秀な人材を積極的に採用するための教員採用方法の見直しに努める必要がある。
- 専門性の向上
 - ・ 特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修の充実や、市町教育委員会との連携による支援体制の充実に努める必要がある。
 - ・ いじめをはじめとする問題行動等に対する指導力の向上を図る必要がある。
- 学びを支える環境づくり
 - ・ 教員の指導力向上と児童生徒の学力向上に向けた悉皆による学力調査の実施を進めていくことが必要である。
 - ・ 教員の指導力を最大限に発揮するため、少人数学級・少人数指導等の更なる推進が必要である。
 - ・ 職業教育の充実のため、教員の専門性を高めるとともに、実習施設や設備の計画的な整備が必要である。

IV 子どもの安全・安心の確保について

1 背景及び検討の視点

本県における子どもの安全・安心を取り巻く環境は、県警察の最重要課題である今市事件^{*7}が今なお未解決であるほか、心身に有害な影響を与える性犯罪や重大事件の前兆とみられる声かけ事案等の発生が後を絶たない情勢にある（図3—1・3—2）。

また、昨年鹿沼市で登校中の児童6人が被害に遭う交通死亡事故が発生するなど、子どもを取り巻く交通環境についても厳しい状況にある。

さらに、昨年実施した県政世論調査（図4）では、「どのような犯罪に不安を感じるか」との質問に対し、「子どもに対する犯罪」が約63%と最も高くなっている。

そのため、県民の願いである「子どもの安全・安心の確保」について万全を期し、県民の期待と信頼に応えていくことが重要である。

図3—1 刑法犯及び身体犯（性犯罪）認知状況推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
刑法犯計	39,061	40,469	37,943	33,390	33,059	30,358	28,550	25,990	23,500	23,067
身体犯計	1,675	1,688	1,634	1,643	1,502	1,545	1,416	1,383	1,490	1,504
※ 性犯罪	209	199	209	268	207	186	162	130	178	143

※ 身体犯…【殺人】【強盗】【強姦】【暴行】【傷害】【脅迫】【恐喝】【強制わいせつ】【公然わいせつ】【逮捕監禁】【略取誘拐等】
 （身体犯のうち性犯罪は、【強姦】【強制わいせつ】【公然わいせつ】をいう。）

図3—2 13歳未満に対する声かけ事犯認知状況推移

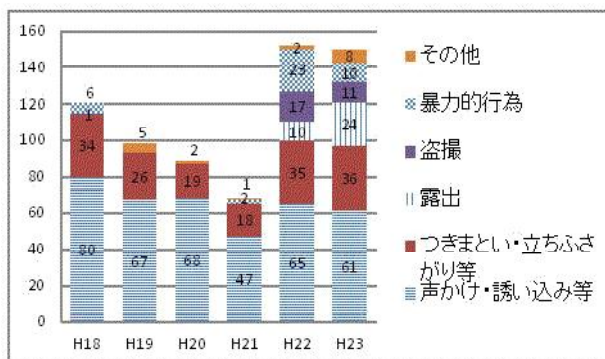
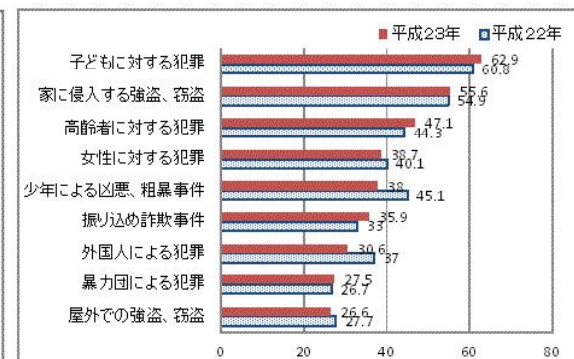


図4 県政世論調査結果（不安を感じる犯罪）



そのため、本常任委員会では、特定テーマの調査研究にあたり、以下の(1)から(5)の検討の視点から課題を抽出し、さまざまな検討を行うこととした。

- (1) 犯罪防止に配慮したまちづくり
- (2) 地域社会との連携（自主防犯活動への支援）
- (3) 子ども安全対策の強化
- (4) 有害情報の遮断、取締り強化
- (5) 安全な交通環境の確保

*7 平成17年12月1日に発生した栃木・茨城にまたがる女子児童（吉田有希ちゃん）殺人・死体遺棄事件

2 現状と課題

(1) 「犯罪防止に配慮したまちづくり」について

ア 地方自治体等と警察との連携

犯罪の防止は、警察の責務であるとともに、地方公共団体の事務でもある。

犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するためには、警察と自治体等が連携して各種対策を積極的に推進することが重要である。

本年3月には、上三川町でいわゆる「生活安全条例」が施行され、これにより県及び26全ての市町で条例が制定されたところであり、県内全域においてより一層の犯罪防止に配慮したのまちづくりが推進されることが期待される。

また、本常任委員会において調査を行った京都府では、府と警察が連携し

- 子ども・地域の安心・安全活動支援事業*
- 廃止交番等を再活用した防犯ステーション設置・活動支援事業
- 防犯ボランティア団体等のネットワーク化支援事業
- 防犯カメラ設置補助事業

などを展開しているが、本県においても、こうした先進県の事業等を参考に、県と市町及び県警察が連携した各種対策を検討していくことが望まれる。

イ 防犯カメラの設置促進

犯罪の起きにくい社会づくりを推進していくためには、犯罪防止に配慮した環境づくりが重要である。特に、防犯カメラについては、本常任委員会において県内調査等を実施した結果、街頭における各種犯罪の予防、検挙に有効であると認められる（図5）。

図5 防犯カメラ設置前後の犯罪発生状況の比較

小山駅 交番 管内		粗暴犯	ひったくり	乗り物盗	西那須野 交番 管内		粗暴犯	ひったくり	乗り物盗
	H15	34	5	198		H14	28	4	235
H19	21	2	151	H16	14	4	208		
増減	-13	-3	-47	増減	-14	0	-27		
%	-38.2%	-60.0%	-23.7%	%	-50.0%	0.0%	-11.5%		

現在、県警察や自治体等において、駅前や小学校の通学路などの公共空間に防犯カメラを設置しているが、防犯カメラの設置は、犯罪防止に一定の効果があるほか、地域住民の安心感を増す効果も期待されることから、県警察においては、地域における犯罪発生状況等を踏まえ、各自治体のみならず、商店街などに対しても、防犯カメラの設置に積極的に取り組むよう理解を求めていくことが重要である。

*8 登下校時の立ち番、付き添い、パトロール等の子ども見守り活動を行う団体に対し、ボランティア保険の加入や活動用資機材を補助する事業

(2) 「地域社会との連携（自主防犯活動への支援）」について

ア 防犯ボランティア団体等との連携、支援

制服警察官による、徒歩や自転車、小型警ら車等を活用した、通学路や事件・事故の発生地域におけるパトロール活動は、子どもや地域住民に安心感を与え、事件・事故の抑止に有効な活動である。

しかしながら、子どもの安全・安心の確保は、警察や自治体のみの対応で達成することは困難であり、地域社会と連携し、地域の自主防犯力を向上させることが必要不可欠である。

本県では、今市事件以降、「自分たちのまちは、自分たちで守る」との気運の醸成が図られ、県内各地域において、自治会やPTA等を主体とした子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体が結成され、県内の防犯ボランティア団体は、約1,400団体、構成員は10万人にまで達したところである（図6-1）。

図6-1 防犯ボランティア団体数の推移

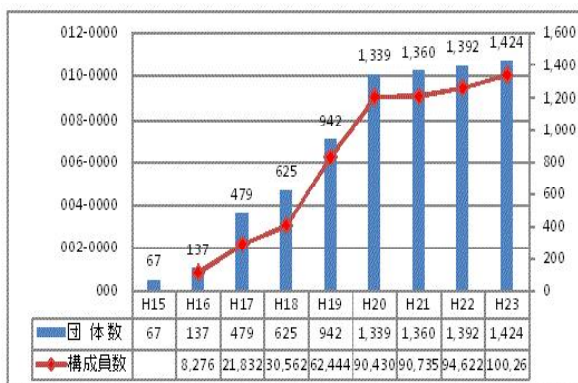
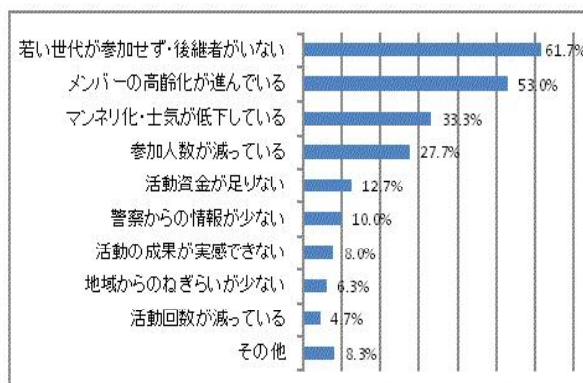


図6-2 防犯ボランティア団体が抱える問題点等



本常任委員会においては、防犯ボランティア団体の活動実態を把握するため、小山警察署及び佐野警察署の現地調査において、子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体等と意見交換を行ったところ

- 活動が低調となっている地域もあることから、それぞれのニーズや悩み等を把握し、活動が活性化するように支援をしていただきたい

との要望があった。

県警察においては、こうした要望を受け、平成24年9月、防犯ボランティア団体が抱える問題点や悩みについてアンケート調査（図6-2）を実施した。

その結果

- 若い世代の参加が少なく後継者がいない
- メンバーが高齢化している

との意見が多いことから、これらを踏まえ

- 若い世代の参加促進を図るための各種支援の強化
- 防犯ボランティア団体の活動の活性化を図るため、ボランティア活動に熱心に取り組んでいる団体に対する積極的な賞揚

について検討していくことが望まれる。

イ 関係機関・団体との連携

子どもの安全・安心を確保していくためには、様々な関係機関・団体との連携が必要である。

特に、教育関係機関とは、教育の一貫として「地域安全安心マップ」の作成事業を推進することなどにより、子どもたちに「自助」の精神を植え付けていくことが望まれる。さらに、足利市においては、中学校単位に設立されたPTA等による「青少年健全育成連絡協議会」がパトロール活動を行い、地域の防犯力向上に効果を上げていることから、こうした好事例を他の市町に紹介し、県内に広げていくことも重要である。

また、県警察が安全・安心確保のための覚書きを締結した県下119^{*9}の企業・団体との連携を強化するのはもちろんのこと、防災を中心に連携関係にある消防団や、防犯に関する知識と経験を有する警察OBとの連携に努めるなど、既存の団体にとらわれないネットワークを発展させていくことが望まれる。

(3) 「子ども安全対策の強化」について

子どもに対する犯罪を助長するおそれのある

- 子どもに不安を与える行為（甘言を用いた惑わし、虚言を用いた欺き等）
- 子どもを威迫する行為（つきまとい、立ちふさがり、いいがかり等）

などの行為に対しては、犯罪の未然防止の観点から行為者を特定して警告等の措置を講じているが、現行の法律で規制がされていないため、同種の行為が繰り返し敢行されたり、行為がエスカレートして凶悪犯罪に発展するおそれがある（図7）。

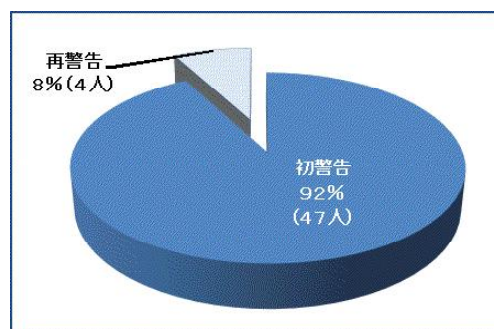
こうした状況を踏まえ、奈良県や大阪府において同種行為を規制する条例が制定され、子どもの安全・安心の確保に効果を上げていることから、本県においても、同種行為を規制するための条例を速やかに制定する必要がある。

なお、規制すべき内容としては、子どもに対する犯罪を助長するおそれのある行為のうち

- 「子どもに不安を与える行為」については、警告後に同種行為を繰り返す「常習者」を対象に規制をすべき
- 「子どもを威迫する行為」については、犯罪性が高いと認められることから、直罰規定を設けるべき

であると考えられる。

図7 13歳未満対象の誘いこみ事犯行為者に対する警告・再警告状況(H22、23年) 栃木県



*9 平成24年10月末現在、警察本部及び各警察署で、安全協定（覚書）を締結した企業・団体の総数

(4) 「有害情報の遮断、取締り強化」について

児童ポルノ事犯の検挙件数は近年増加傾向にあり、平成23年は全国において過去最多の1,455件に上っている（図8-1・8-2）。

図8-1 児童ポルノ検挙件数の推移(全国)

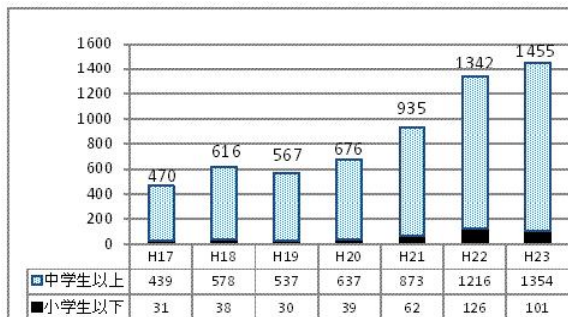
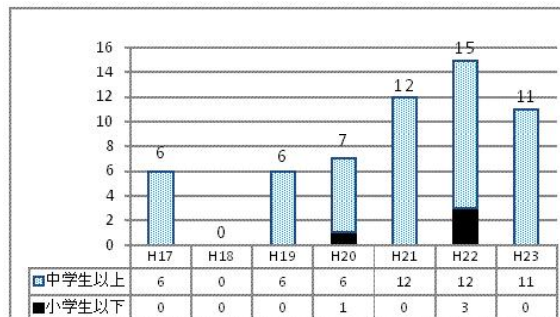


図8-2 児童ポルノ検挙件数の推移(栃木県)



児童ポルノは、子どもに対する犯罪を誘発するおそれがあるとともに、児童の権利を著しく侵害し、児童の心身に有害な影響を及ぼすもので、児童買春・児童ポルノ禁止法によってその製造や提供、提供目的の所持等を禁止している。

しかしながら、国においては、児童ポルノの単純所持を禁じる法改正の見通しの目処が立っていない現状にある。

こうした状況の中、奈良県や京都府において、児童ポルノの単純所持を規制する条例が制定されたほか、他県においても条例での規制が検討されており、子どもの安全・安心を確保するための取組が高まってきていることから、本県においても、児童ポルノの単純所持を規制することが必要である。

(5) 「安全な交通環境の確保」について

ア 子どもの通学路の安全確保

昨年、鹿沼市において登校途中の児童6名が犠牲となる痛ましい交通事故が発生し、本年も同様の事故が全国的に相次いだ。そのため、県警察では、5月末までに独自にスクールゾーンの総点検を行い、さらに、国の指示に基づいて、教育委員会主導の下、警察、道路管理者とともに県内における公立小学校の通学路に対する緊急合同点検（図9）を実施したところである。

図9 通学路緊急合同点検実施結果

【対策の必要な798箇所のうち警察所管の対策必要箇所・件数(本年8月末)】

211箇所、390件

- 道路標識・標示の更新等 200件
- 交通規制の実施、見直し 165件
- 信号機の新設・改良 25件

今回の緊急合同点検で抽出した危険箇所については、関係機関と連携を図り、現場の交通実態及び地元の意向などを踏まえて、速やかにその対応を図ること。

さらに、他機関が所管する歩道整備や道路拡幅、通学路変更などの対策についても、早期に実施されるよう積極的に働きかけを行うなどして、通学路の安全を

確保していくことが求められる。

イ 情報の共有と交通安全教育の推進

通学路等における交通事故を未然に防止するためには、学校や自治会、交通指導員や交通ボランティア等との連携が不可欠である。そのため、交通事故防止に関する情報については、タイムリーな情報提供を行い、共通認識の下で、各種の施策に取り組んでいくことが重要である。

また、交通安全意識の更なる高揚を図るため、関係機関・団体と連携し

- ドライバーに対しては、子ども等の交通弱者に対する保護意識を高める広報啓発活動
- 幼児、児童、生徒等に対しては、年齢層や通行の態様等に応じた具体的な交通安全教育

をそれぞれ行うなど、交通社会の一員として、その責任を自覚させるための取組を積み重ねていくことが重要である。

3 提 言

- 子ども安全対策の強化
 - ・「栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例（仮称）」を制定し、現行の法律で規制されていない行為（子どもに不安を与える行為、子どもを威迫する行為、児童ポルノを所持する行為）を規制すべきである。
- 安全で安心なまちづくりの推進
 - ・地方自治体等関係機関と連携し、地域の子どもの安全・安心活動への支援や、通学路等への防犯カメラの設置を促進する必要がある。
 - ・防犯ボランティア団体の活動を活性化させるため、団体の悩み・ニーズに応じた支援や、熱心に取り組んでいる団体に対する賞揚を推進する必要がある。
- 子どもの安全・安心のための交通環境の確保
 - ・緊急点検を踏まえ、道路標識・標示の更新や交通規制の実施・見直しなど、通学路の安全確保に関する対策を推進する必要がある。
 - ・年齢層に応じた具体的な交通安全教室の実施や、更なる広報啓発活動の実施に努める必要がある。

V おわりに

本報告書は、二つの特定テーマに対し、参考人招致や事前通告制質疑に加え、県内外における現地調査や委員間討議を重ねるなど、さまざまな手法により調査研究を実施してきた成果を取りまとめたものである。

今回、特定テーマの選定に当たっては、県の喫緊の課題の中から、教育委員会事務局関係と警察本部関係それぞれ1つを選定したところであるが、いずれのテーマも県の重要課題として継続して取り組んできた事項であるため、これまで実施してきた県の取組内容については、さらに精査を加え、継続又は拡充していくべきであるとの提言を行ったところである。

そのような中、警察本部関係においては、新たに条例を制定する必要性にも触れたところであるが、本件については、こうした本常任委員会の動きを踏まえ、既に条例制定に向けた具体的な取組が進められており、大いに評価できるところである。

また、教育委員会事務局関係においては、特定テーマ決定後、全国的に大きく取り上げられたいじめ等問題行動への対処について、これまで以上に速やかな対応が求められてきている。これらに対処していくためには、教員自身が児童生徒に対して深い愛情を持つことは当然であるとともに、児童生徒や保護者からも尊敬や信頼を受ける教員であることが必須条件であることから、教員の資質と指導力の向上について更なる努力を続けていく必要がある。

最後に、本常任委員会の調査研究活動にご協力をいただいた関係機関や社会貢献活動団体、更には学識経験者の皆様に感謝の意を表するとともに、厳しい財政状況ではあるが、本常任委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言が県政において十分反映されることを強く望むものである。

VI 委員会委員名簿

文教警察委員会

委員長	金子	裕
副委員長	螺良	昭人
委員	佐原	吉大
委員	西村	しんじ
委員	斉藤	孝明
委員	中川	幹雄
委員	岩崎	信
委員	木村	好文

VII 調査関係部課

- 教育委員会事務局 総務課、施設課、教職員課、学校教育課、特別支援教育室
- 警察本部 生活安全企画課、地域課、刑事総務課、少年課、生活環境課、交通企画課、交通規制課